

富良野市

子ども・子育て 支援事業計画

(富良野市次世代育成支援第3期地域行動計画)



【概要版】

平成27年3月
富良野市

計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取巻く環境の変化は大きく、「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度のもとで、教育・保育、子育て支援を充実し、計画的に給付・事業を実施するために「富良野市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

また、次代を担う子どもの健やかな成長と子育てを支える新しい地域社会をつくるため、平成 22 年 3 月に「富良野市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を策定し、子育て支援施策を推進してきました。「次世代育成支援対策推進法」が 10 年間延長となったことから、「富良野市次世代育成支援第 3 期地域行動計画」として継続することとし、本計画では両計画を一体化して策定します。

計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」と「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「富良野市総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、教育・保育の一体的提供・推進策、「次世代育成支援地域行動計画」で実施してきたワーク・ライフ・バランスや他分野（まちづくり・福祉）の事業との連携などの展開を含めて記載します。

計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める 5 年間とし、平成 27 年度から平成 31 年度とします。一体的に策定する「次世代育成支援第 3 期行動計画」の計画期間も同様に 5 年間とし、平成 27 年度から平成 31 年度とします。状況の変化により、必要に応じ見直します。

計画の策定体制

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく「富良野市子ども・子育て会議」にて委員の意見を聴取して策定します。同会議では、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項や施策の実施状況を調査審議します。

計画の基本理念

子どもの幸せ 子育ての喜び
—協働・感動の子育て支援をめざして—

子どもたち一人ひとりが豊かな人間性を育み、健やかに成長することは、家族の喜びであるとともに、社会の財産です。次代を担う子どもたちの成長、幸せをめざし、家族の豊かな愛情のもとで、子どもが健やかに育っていける環境づくりを総合的に進め、家庭、地域、企業、行政など、地域社会全体で支援していく体制づくりが重要です。

本計画の基本理念は、「富良野市次世代育成支援地域行動計画」を継続することから「子どもの幸せ 子育ての喜び —協働・感動の子育て支援をめざして—」とします。

施策の体系

基本目標の実現のために、6つの「基本目標」を定め、総合的に施策を推進します。

【基本理念】

子どもの幸せ
子育ての喜び
協働・感動の子育て支援をめざして

【基本目標】

1 地域における子育ての支援

2 母性と乳幼児などの健康の確保と増進

3 子どもの心身の健やかな成長を促す教育環境の整備

4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

5 職業生活と家庭生活との両立の推進（ワーク・ライフ・バランス）

6 社会的支援を必要とする児童へのきめ細かな対応の推進

【基本施策】

- 1) 子どもの権利に関する住民の意識の醸成
- 2) 地域における子育て支援サービスの充実
- 3) 保育サービスの充実
- 4) 子育て支援のネットワークづくり
- 5) 児童の健全育成
- 6) 経済的負担の軽減

- 1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児の保健対策
- 2) 食育の推進
- 3) 思春期保健対策の充実
- 4) 小児医療の充実

- 1) 次代の親の育成
- 2) 学校の教育環境の整備
- 3) 家庭や地域の教育力の向上
- 4) 子どもの読書推進プラン
- 5) 環境に配慮した取組み

- 1) 子育てに配慮した居住環境の整備
- 2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 3) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

- 1) 仕事と子育ての両立の推進

- 1) 児童虐待防止対策の充実
- 2) 発達に遅れや心配のある子どもへの支援
- 3) ひとり親家庭への支援
- 4) 児童養護施設への支援

子ども・子育て支援事業計画（計画の目標と提供体制の確保策）

教育・保育の提供区域

本市では、以下の理由により、一つの行政区域（富良野市一円）を教育・保育提供区域として設定します。

- ①小学校区、中学校区など、区域を細かく設定すると農村部など受入れ施設がない区域が生じる。
- ②農村部のへき地保育所は2歳児から入れるが、2歳児未満の幼児を富良野市街地の保育施設に預けているケースがある。
- ③送迎については、幼稚園のバスや保護者が自家用車で送迎しているなど、小中学校区や行政区単位での利用とはなっていない。

「量の見込み」の算出のための推計児童数

年齢	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	177	163	160	157	153	147	147
1～2歳 計	377	349	339	323	317	310	300
3～5歳 計	506	532	530	544	504	492	472
6～11歳 計	1,213	1,157	1,093	1,060	1,053	1,033	1,019
計	2,273	2,201	2,122	2,084	2,027	1,982	1,938
総人口	23,515	23,292	23,055	22,823	22,578	22,320	22,064

※平成25年実績、平成26年度からは推計

教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策

計画期間における「教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。現在の教育・保育の利用状況を基本として、保護者の利用希望などを勘案して、以下の区分で設定します。

●「量の見込み」の算出方法

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」
 ×「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「ニーズ量（人）」

■認定区分と給付の内容など

認 定 区 分	給付の内容	給付を受ける施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	●教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育など

【「提供体制」の確保策】

「量の見込み」に対し、現況施設の幼稚園の定員や認可・へき地保育所の定員に基づく提供体制が、1号認定、2号認定、3号認定ともに上回っています。そのことから、現況施設の定員を確保し、新たな教育・保育施設、地域型保育事業の整備は実施しません。また、計画の2年目（平成28年度）から5年目（平成31年度）にかけて、児童数が減少して行くことから、現況施設の定員の確保の継続と児童数の減少の推移をみながら定員を見直します。

【1号認定・2号認定】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み計①	511人	527人	488人	476人	456人
1号認定	281人	289人	268人	261人	250人
2号認定 計	230人	238人	220人	215人	206人
教育二ーズ	118人	122人	113人	111人	106人
その他	112人	116人	107人	104人	100人
提供体制計②	697人	697人	697人	697人	697人
特定教育・保育施設 計	95人	95人	95人	95人	95人
1号認定	0人	0人	0人	0人	0人
2号認定	95人	95人	95人	95人	95人
確認を受けない幼稚園	565人	565人	565人	565人	565人
認可外保育施設	37人	37人	37人	37人	37人
提供体制②一量の見込み①	186人	170人	209人	221人	241人

【3号認定（0歳児）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	64人	62人	61人	58人	58人
確保方策計②	64人	64人	64人	64人	64人
特定教育・保育施設	12人	12人	12人	12人	12人
地域型保育 計	4人	4人	4人	4人	4人
小規模保育	0人	0人	0人	0人	0人
家庭的保育	0人	0人	0人	0人	0人
居宅訪問型保育	0人	0人	0人	0人	0人
事業所内保育	4人	4人	4人	4人	4人
認可外保育施設	48人	48人	48人	48人	48人
提供体制②一量の見込み①	0人	2人	3人	6人	6人

【3号認定（1・2歳児）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	130人	124人	121人	119人	115人
確保方策計②	130人	130人	130人	130人	130人
特定教育・保育施設	49人	49人	49人	49人	49人
地域型保育 計	18人	18人	18人	18人	18人
小規模保育	0人	0人	0人	0人	0人
家庭的保育	0人	0人	0人	0人	0人
居宅訪問型保育	0人	0人	0人	0人	0人
事業所内保育	18人	18人	18人	18人	18人
認可外保育施設	63人	63人	63人	63人	63人
提供体制②一量の見込み①	0人	6人	9人	11人	15人

地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

子どもとその保護者、妊娠している方などが、身近な場所で教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などを円滑に利用できるようにする事業です。

- ・現況の子育て支援センター、家庭児童相談室の2カ所で相談事業などを継続して実施します。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

- ・認可保育所の開所時間を30分延長し、認可外保育所（市立へき地保育所）で延長保育事業を継続して実施します。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育センター）

- ・現況の5か所の学童保育センターで継続して実施します。
- ・対象児童は、これまで小学校3年生まででしたが、新制度では6年生までの受入れを利用状況に応じて、弾力的に運営します。

(4) (ショートステイ、トワイライトステイ)

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業[ショートステイ事業]・夜間保育事業[トワイライトステイ事業]）です。

- ・ショートステイの利用状況を踏まえ、1か所の児童養護施設にて継続して実施します。また、夜間保育事業は、認可外保育所（2か所）で行っています。ニーズ調査の結果も踏まえ、今後の方向性を検討します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

- ・第一子および未熟児に対し、保健センターの保健師の訪問を継続します。
- ・第二子以降の乳児のいる家庭の訪問体制を整備します。

(6) 養育支援訪問事業及び要保護対策地域協議会その他のものによる要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業は、養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

要保護対策地域協議会その他のものによる要保護児童等に対する支援に資する事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を実施する事業です。

- ・家庭児童相談室や関係機関・団体が連携して、要保護児童などに対する相談・支援体制を整備します。

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

- ・現況の子育て支援センター、幼児クラブの4か所で、継続して実施します。

なお、子育て支援センターは市保健センターで実施していますが、施設が狭隘であり、新施設の確保を検討します。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

- ・現況の4か所の幼稚園で、在園児を対象とした預かり保育（一時預かり事業）を継続して実施します。

②一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

- ・一時預かり事業（在園児対象型を除く）とファミリー・サポート・センター事業（病児対応型を除く）により、一時預かり事業を継続して実施します。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

- ・病後児は、ファミリー・サポート・センター事業により、軽度の子どもを対象として引き続き実施します。
- ・病児の対応は、医師との連携が必要なことから、引き続き医療機関と協議します。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者などを会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

- ・継続して事業を実施するとともに、会員相互の交流などを行い、利用しやすい体制を整備します。

(11) 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）

妊婦の健康の保持や増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

- ・現況の体制（産科医療機関に委託）を継続して実施します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
時間外保育事業	60人	59人	57人	55人	54人
学童保育センター※1	126人	121人	122人	119人	118人
子育て短期支援事業※2	7人日	7人日	7人日	7人日	7人日
一時預かり事業 ※2 (在園児対象型)	5,294人日	5,377人日	5,142人日	5,072人日	4,954人日
一時預かり事業 ※2 (在園児対象型を除く)	6,516人日	6,377人日	6,127人日	5,949人日	5,770人日
一時預かり事業(ファミリー・サポート・センター事業：病児対応型を除く)※2	60人日	72人日	84人日	96人日	108人日
子育て援助活動支援事業※3	16人日	15人日	14人日	14人日	13人日

単位 ※1：1日の利用人数 ※2：1年間当たりの人日 ※3：1週間当たりの人日

次世代育成支援第3期地域行動計画（目標実現のための施策）

「富良野市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を引き継ぎ、施策を展開します。基本目標2「基本施策1 切れ目ない妊産婦・乳幼児の保健対策」は「富良野市母子保健計画」を、基本目標3「基本施策4 子どもの読書プランの推進」は「富良野市読書プラン」を併せ持つ計画です。

基本目標1 地域における子育ての支援

次代を担う子供たちの人権が尊重され、子育てが大切にされる地域を推進するために、子どもの権利に関する住民の意識を醸成します。すべての子育て家庭を支援するために多様なニーズに応じた支援サービスの充実や子どもが健全な心身の発達のために多様なニーズに対応した保育サービスを充実します。子育てに関する情報提供、相談・支援体制を充実し、地域全体での子育て支援のネットワークづくりを行います。

子どもが健康で豊かな人間性を育めるよう文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会の提供など、児童の健全育成を推進します。

また、子育て家庭への経済的支援として、医療費や保育所・幼稚園にかかる負担などの軽減を引き続き行います。

基本目標2 母性と乳幼児などの健康の確保と増進

母子の健康が確保され、育児不安の解消や虐待予防の視点をもった各種健診や相談事業など、切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策を実施します。自らの健康を守り健やかな食生活を送る能力を育てるため、食育の観点に立った健康づくりを推進します。

また、青少年の喫煙・飲酒・薬物などの害から自身を守る力を育てるための思春期保健対策を充実します。子どもの健康を守り、安心して子育てできるよう小児医療の確保・充実や感染症の予防を充実します。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長を促す教育環境の整備

男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てることの意義に関する教育、広報、啓発を行うなど、次代の親の育成を推進します。

次代の担い手である子どもが、活気あふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きることができるよう学校の教育環境を整備します。子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭、地域の連携により、家庭や地域における教育力を高めます。

すべての子どもたちが、いつでもどこでも読書活動ができるよう、家庭、地域、学校、行政の連携により読書環境を整備します。また、自然との共生や本市の自然の現状を理解することで、富良野の大自然を財産として、次代へ引き継ぐ必要性を考えることができる子どもたちを育むために、環境教育や環境学習など、環境に配慮した取組みを推進します。

基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもを安心して育て、ゆとりのある快適な生活を送ることができるよう、子育てに配慮した生活環境を整備します。子どもを交通事故から守るために、関係機関との連携・協力体制を強化し、総合的な交通安全を確保するための活動を推進します。また、地域ぐるみで子どもを犯罪などの被害から守るための活動を推進します。

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進（ワーク・ライフ・バランス）

国などの関係機関との連携、企業や職場の理解と協力のもとに、育児休業制度や労働時間の短縮の普及・啓発、出産や育児などで退職した女性の再就職への支援の推進など、子育てをしながら安心して働くことができる雇用環境の整備と普及啓発を行います。

基本目標6 社会的支援を必要とする児童へのきめ細かな対応の推進

児童虐待の防止と早期発見のために、福祉関係のみならず医療、保健、教育、警察などの地域における関係機関による児童虐待防止ネットワークを充実します。心身の発達に遅れや心配のある子どもの自立や社会参加に向け、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じて一貫した相談・支援体制を充実します。

ひとり親家庭などの児童の健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いた子育てや生活支援、就業支援、経済的支援など、総合的に支援します。また、保護者の健康上や家庭での生活が困難な児童を養育する児童養護施設「富良野国の子寮」への支援を行います。

■「次世代育成支援第3期地域行動計画」の基本目標・基本施策・推進事業

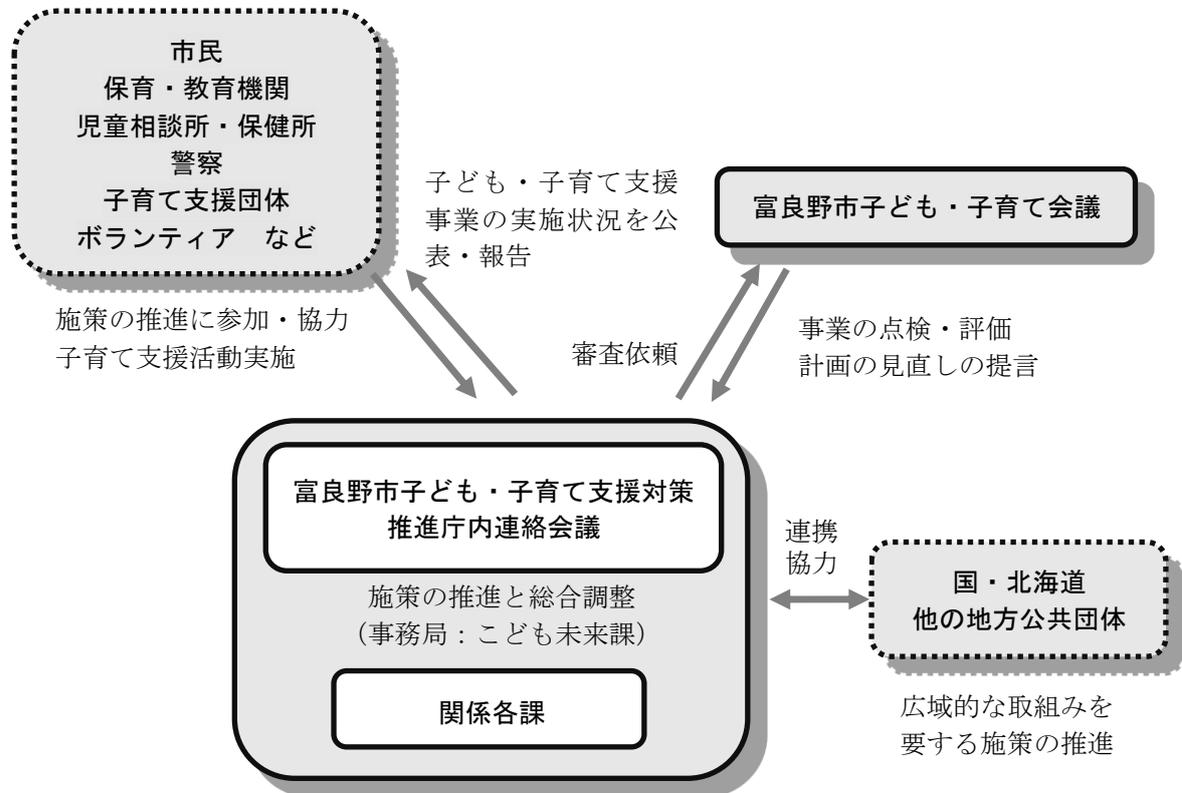
基本目標	基本施策	推進事業
1 地域における子育ての支援	1) 子どもの権利に関する住民の意識の醸成	(1)子どもの権利などの普及啓発 (2)いじめゼロに向けた取り組み
	2) 地域における子育て支援サービスの充実	(1)一時保育事業の充実 (2)病後児保育事業の実施 (3)学童保育センターの充実 (4)子育て短期支援事業の充実 (5)地域子育て支援センターの充実 (6)つどいの広場の開設 (7)保育所広域入所の対応 (8)認可外私立保育施設への支援 (8)放課後子ども教室の実施
	3) 保育サービスの充実	(1)市立保育所の運営検討 (2)乳児保育の受入れ枠拡大 (3)障がい児保育の充実 (4)保育時間の延長 (5)休日保育の実施 (6)保育所と幼稚園の連携 (7)幼稚園の充実 (8)幼稚園預かり保育の充実
	4) 子育て支援ネットワークづくり	(1)相談体制の充実と関係機関の連携 (2)子育てサークルの活性化 (3)子育て情報の提供 (4)子育てに関する意識啓発
	5) 児童の健全育成	(1)児童館活動の充実 (2)少年団体活動の支援 (3)文化・スポーツ活動の推進 (4)非行防止活動の推進 (5)地域における青少年健全育成の推進
	6) 経済的負担の軽減	(1)保育料などの経済的負担の軽減 (2)児童手当の支給 (3)乳幼児医療費助成 (4)助産施設における授産の支援 (5)就学援助

基本目標	基本施策	推進事業
2 母性と乳幼児などの健康の確保と増進	1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	(1) 母子手帳の交付・妊婦健康相談 (2) 妊婦健康診査 (3) 新生児・未熟児訪問および産婦訪問 (4) 新米ママ交流会の開催 (5) 乳幼児健康診査 (6) 乳幼児健康相談 (7) 要支援児支援 (8) むし歯予防対策
	2) 食育の推進	(1) 妊婦栄養相談 (2) 乳幼児健康教育 (3) 乳幼児健康診査・健康相談時栄養相談 (4) 幼児への食育 (5) 小中学生への食育
	3) 思春期保健対策の充実	(1) 健康・性に関する知識の啓発
	4) 小児医療の充実	(1) 小児医療の充実 (2) 感染症の予防
3 子どもの心身の健やかな成長を促す教育環境の整備	1) 次代の親の育成	(1) 社会全体での子育て支援 (2) 男女共同参画による子育ての支援 (3) 小中高生に対する乳幼児とのふれあい機会の拡充
	2) 学校の教育環境の整備	(1) 学社融合推進事業の充実 (2) 適応指導教室の充実 (3) 道徳教育の充実
	3) 家庭や地域の教育力の向上	(1) 家庭教育の充実 (2) 家庭に関する相談体制の充実 (3) 家庭教育ハンドブックの配布
	4) 子どもの読書推進プラン	(1) 家庭における読書活動の推進 (2) 地域・図書館における読書活動の推進 (3) 学校における読書活動の推進
	5) 環境に配慮した取組み	(1) 地球温暖化防止に向けた取組み (2) 富良野の自然環境を伝える取組み
4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり	1) 子育てに配慮した居住環境の整備	(1) 身近な遊び場・公園の整備 (2) 子育てに配慮した施設の整備 (3) 「子育てガイドマップ」の発行
	2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	(1) 交通安全教育の推進 (2) 子どもが安心して通行できる道路の整備 (3) 交通安全意識の啓発 (4) チャイルドシート使用の啓発
	3) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進	(1) 子どもを犯罪の被害から守る取組み (2) 防犯ボランティア活動の支援
5 職業生活と家庭生活との両立の推進(ワーク・ライフ・バランス)	1) 仕事と子育ての両立の推進	(1) 育児・介護休業制度の普及 (2) 労働時間短縮の啓発 (3) 女性の再就職への支援 (4) 求人情報の提供
6 社会的支援を必要とする児童へのきめ細かな対応の推進	1) 児童虐待防止対策の充実	(1) 「富良野市要保護児童対策地域協議会」の充実 (2) 相談体制の充実
	2) 発達に遅れや心配のある子どもへの支援	(1) 児童発達支援事業の推進 (2) 療育相談支援体制の充実 (3) 障がい児保育の充実 (4) 学童保育センターにおける障がい児受入れ体制の充実 (5) 「富良野地区子ども発達支援推進協議会」の充実 (6) 乳幼児期からの継続的な相談・支援体制の充実 (7) 特別児童扶養手当の支給 (8) 障がい児福祉手当の支給
	3) ひとり親家庭への支援	(1) ひとり親家庭等奉仕員派遣事業の充実 (2) 児童扶養手当の支給 (3) ひとり親家庭等医療費助成 (4) ひとり親への相談体制
	4) 児童養護施設への支援	(1) 児童養護施設「富良野国の子寮」への支援

計画の推進体制

本計画を着実に推進するために、市、市民、保育所・幼稚園・小中学校などの保育・教育機関のほか、児童相談所、保健所、警察や地域の子育て支援団体、ボランティアなどが、次代を担う子どもやその親たちを支援するための役割を認識し、それぞれ連携・協力して、子ども・子育て支援の施策や事業、活動を実施します。

特に、健全な子ども・子育て環境を整備するには、子どもやその親たちが暮らす地域の市民の力と協力が不可欠なことから、市民との協働を深めます。



計画の進行管理

本計画に掲載した施策・事業の進捗状況だけでなく、効果、効率性、手法などを毎年度、点検・評価することにより進行管理します。

施策・事業の点検・評価は、「富良野市子ども・子育て支援対策推進庁内連絡会議（事務局：こども未来課）」のもとに行い、「富良野市子ども・子育て会議」に報告するとともに、各年度に「子ども・子育て支援事業の実施状況」をホームページなどにより公表・報告を行い、全庁で計画を推進します。

本計画の進行管理は、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検・評価（Check）」、「見直し（Act）」のPDCAサイクルを確立し、継続的に実施します。



富良野市子ども・子育て支援事業計画【概要版】
(富良野市次世代育成支援第3期地域行動計画)

発行	平成27年3月
	富良野市保健福祉部子ども未来課
〒076-0018	富良野市弥生町1番3号
TEL	(0167)39-2223
FAX	(0167)39-2222